

本校は、定められた教育課程の科目を履修し、次の各号に該当するものに対して卒業を認定する。

1. 定められた修業年限を在籍した者
2. 授業料のほか学納金が完納されている者
3. 各教育科目の最低限の出席時数が満たされている者
4. レポート、製作物等の提出物が提出され、評価が合格している者
5. 教育課程に定められた科目をすべて履修・修得し、その単位が認定された者
6. その他別に定める「教務内規」の事項を満たしている者